

昭和二十二年司法省令第二十九号

閉鎖機関に関する登記取扱手続
閉鎖機関に関する登記取扱手続を、次のように
に定める。

第一条 閉鎖機関令第二十三条第一項の登記を嘱
託する場合において、当該閉鎖機関の本店又は
支店の所在地に支配人の登記があるときは、嘱
託書にその支配人の氏名及び住所を記載しなけ
ればならない。

第二条 閉鎖機関令第二十三条第五項の登記をし
た場合において、当該閉鎖機関につき会社経理
応急措置法の規定による特別経理会社の特別管
理人に関する登記があるときは、その登記を抹
消する記号を記録しなければならない。

第三条 閉鎖機関令第二十三条第八項の登記は、
同条第一項の登記と同時に、これをしなければ
ならない。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行す
る。

**附 則（昭和二八年一一月五日法務省令
第七六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和三九年三月三一日法務省令
第四五号）**

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行
する。

**附 則（平成一七年二月二十四日法務省令
第一九号）**

（施行期日）
この省令は、平成十七年三月七日から施
行する。